

学生各位

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応について

2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取り扱いについてお知らせします。

感染症法上の位置づけ変更後、新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は個人の判断に委ねられますが、大学においては、学校保健安全法に基づき感染症に応じた出校停止期間が設けられます。

試験や授業に関する手続きや配慮に関する相談は、所属学部の事務所ホームページを確認のうえ、不明な点は 所属学部事務所へお問合せください。

1. 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」第二種となり、感染症に応じた出校停止期間が設けられます。

＜学校における感染症一覧＞

[学校において予防すべき感染症 - 早稲田大学 保健センター \(waseda.jp\)](https://waseda.jp/healthcenter/)

＜新型コロナウイルス感染症の出校停止期間＞

発症した後5日(※1)を経過し、かつ、症状が軽快(※2)した後1日を経過するまで

※1:発症日を0日目として5日間。無症状の場合には検体採取日を0日目とする。

※2:「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

＜出校停止期間後の注意事項＞

発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周囲にうつさないよう配慮しましょう。
発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

2. 罹患時には大学へ届出をしてください（これまでの運用と変わりません）。

＜学校感染症報告申請フォーム＞

各所属事務所 学校感染症報告申請フォーム

<https://waseda.box.com/s/tc676li.jxj8ajj9y7vt62zumxn8ikugf>

※申請された情報は、所属事務所の関係職員へ報告されます。情報は、学内で対応する関係教職員と共有されます。

3. その他留意事項

①濃厚接触者の特定は行われず、行動制限及びその協力要請は行われません。

②引き続き、日常的な健康観察、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットなどの感染防止対策は行ってください。

以 上